

平成30年5月11日
九州地方整備局

◎不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社熊本ビルシス
業者の住所：熊本県熊本市東区戸島西6丁目10番2号
2. 指名停止措置期間：平成30年5月11日 ～ 平成30年8月10日
(3ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、筑後川河川事務所発注の「平成30年度筑後川河川事務所外8箇所清掃業務」の入札手続において、平成30年3月12日に開札をし、有限会社熊本ビルシスを落札予定者としたが、平成30年3月13日に契約辞退届を提出し、平成30年4月2日の落札決定により契約辞退が確定したものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる有限会社熊本ビルシスが落札者と決定されたにもかかわらず契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 星原 隆（内線 2511）
 （契約課直通：Tel 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）
 （経理調達課直通：Tel 092-418-3345）